

(仮称)熊本市こども計画について

1. 策定趣旨

目指すまちの姿

- こどもの笑顔があふれ、若者をはじめとした多様な人々が希望を抱いて暮らすことができるまち

進めていくこと

- 結婚・妊娠・出産などの希望を叶えるための支援
- こどものいのちと権利を守り、こどもの健やかな成長と安心してこどもを産み・育てることができる環境の整備
- 困難な状況にあるこどもや子育て家庭の支援

2. 策定方針

(1) 計画の位置づけ

こども施策に関する第8次総合計画の個別計画並びにこども基本法第10条2項に基づく市町村こども計画として策定する。

【参考】こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の内容

こどもの権利擁護や健やかな成長、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援等の施策をはじめ、教育・雇用・医療施策等のうち、こどもや子育て家庭に関係する施策など、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針、重要事項等を定める。

(仮称)熊本市こども計画について

3. 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度)

※本市の最上位計画である第8次総合計画と整合を図った期間とする。

※第8次総合計画の中間見直しとともに、こども大綱の見直しに合わせ、必要な見直しを行う。

※こども関連4計画のうち、こども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の方策部分は法定の5年計画とし、別途整理する。

	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
総合計画 ※R6.3	第8次総合計画						計画 改定	第9次総合計画			
			中間 見直し								中間 見直し
こども大綱 ※R5.12				見直し (見込み)					見直し (見込み)		
こども計画	第1次こども計画						計画 改定	第2次こども計画			
			中間見直し		必要に応じて 見直し						
こども・子育て支援事業計画 【法定計画:5年間】	第3期				第4期			第5期			
※詳細部分					調査 策定					調査 策定	3

(仮称)熊本市こども計画について

4. 市民等からの意見徴取

- ・ こども・保護者等への意見聴取をR6上半期に集中実施
- ・ ドンドン語ろう(属性別に複数回)をはじめ、LINEアンケート、各団体が開催するイベント等へ出張聞き取り等を実施

	3月	～	6月	～	9月	～	12月	～	3月
	策定方針		検証結果		骨子案		素案		最終案・策定
市長とドンドン語ろう	→			様々な機会 でヒアリング・ 出張アンケート	→			こども関連イベント 開催予定	
LINEアンケート	→								
主催・他団体イベント	→						★		
パブリックコメント							→		
政策会議				●		●			
児童福祉専門分科会	●	●		●		●		●	
議会	●		●		●		●		●